

● 本市の公共交通の現状について

公共交通の現状

① 鉄道・路線バス

- 市内には、近鉄長野線富田林駅等6つの鉄道駅が存在する他、隣の大阪狭山市との市境には、南海高野線の大阪狭山市駅及び金剛駅が存在している。
- 市内を路線バス3事業者が運行しており、主として、西部地域を南海バス(株)、中央地域を近鉄バス(株)、東部地域を金剛自動車(株)がそれぞれ運行している。
- 運行系統数は、南海バスが金剛駅発着5系統、近鉄バスが富田林駅発着4系統、金剛自動車が富田林駅発着7系統・喜志駅発着3系統。

② レインボーバス

- 市が主体となって計画し、近鉄バスへ運行を委託しているコミュニティバス。
- 富田林駅から西部地域・中央地域の公共施設を中心に、8時～20時まで8便/日、1系統で運行。100円/1乗車。
- 1運行当たりの所要時間が長く、利用者が低迷している（特に夕方の時間帯の利用者が少ない）。
- 市内西部地域を中心に運行する南海バス及び中央地域を中心に運行する近鉄バスと路線の重複がある。

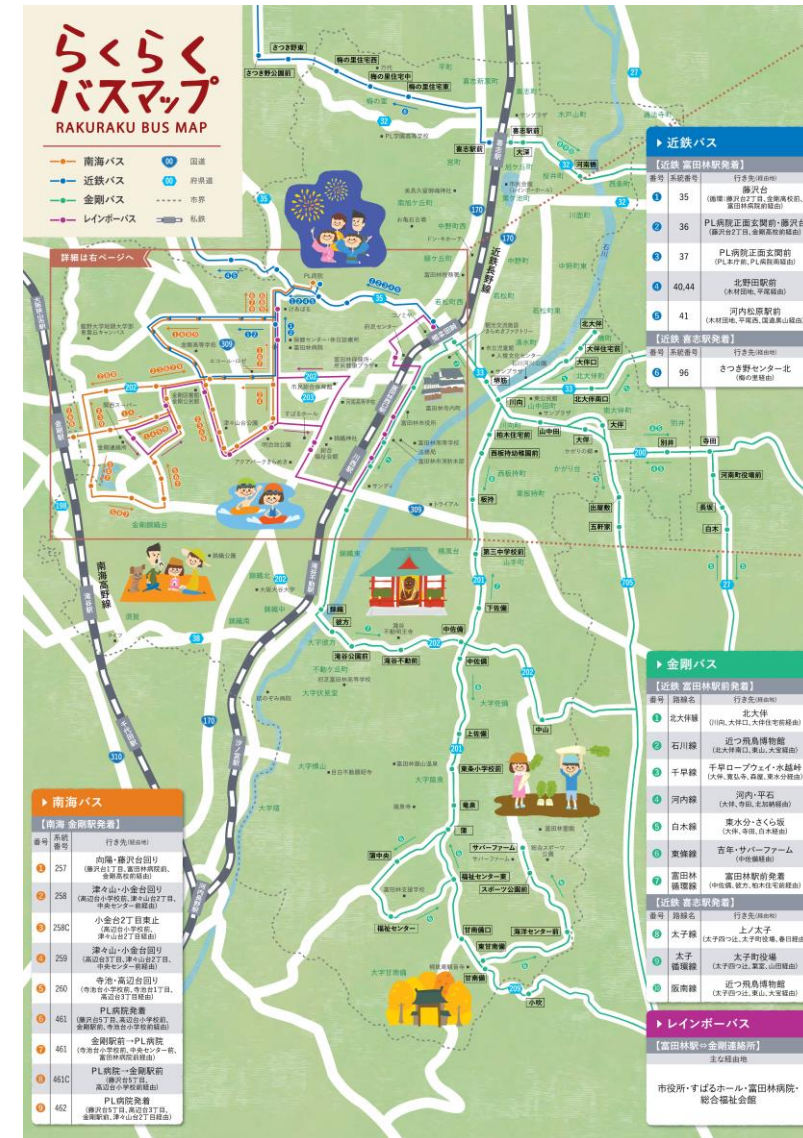
③ 病院無料送迎バス

富田林病院無料送迎バス

- 富田林駅方面17.5往復/日、金剛駅方面20往復/日を運行するほか、市内全域で放射線状に運行しており、路線バスとの重複が多く見られる。

PL病院無料送迎バス

- 近鉄バスが富田林駅発着便を、南海バスが金剛駅発着便を、それぞれ路線バスとして運行している（利用者無料、運賃は病院負担）。
- その他地域においては、病院が無料送迎バスを運行している。



地域公共交通計画の策定検討について

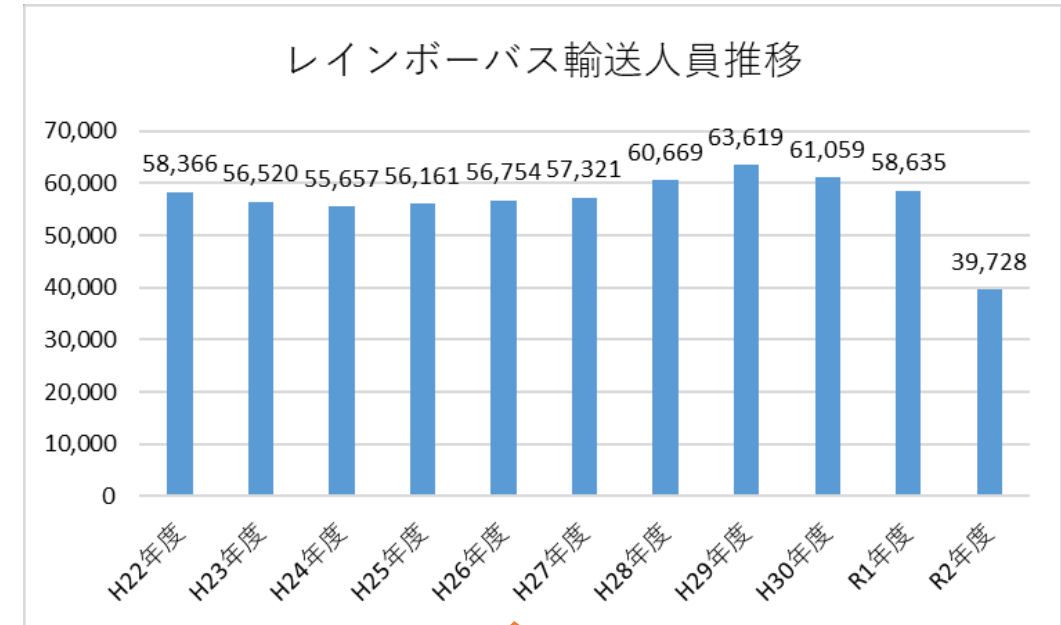
• 本市の公共交通の問題及び計画策定の目的について

問題

- 人口減少や少子高齢化により公共交通の確保・維持が困難で、さらに、新型コロナウイルス感染症により、公共交通機関の利用者が激減しているとともに、通勤や移動のあり方の変容などにより感染が収束しても十分な回復が見込めない状況。
- 今後、交通事業者と一緒に、公共交通のあり方を検討しなければ、さらなる衰退が見込まれ、その結果、将来、市民への移動サービスが低下する恐れがある。



現在の社会情勢や市民ニーズを的確に把握したうえで、詳細な公共交通網を整備し、かつ、移動サービスの向上のための利用促進対策を講じるため、「地域公共交通計画」を策定することが必要となる。



レインボーバスに限らず、市内の各路線バス利用者も、コロナ禍により令和3年度も減少傾向にあると推察される。

地域公共交通計画の策定検討について

• 地域公共交通計画とは？

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に定められた法定計画（策定の努力義務）
- 地域公共交通に関するマスタープラン（基本となる総合的な計画）
- 地域の移動手段を確保及び維持するために策定されるもの
- **交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら**策定を進めていくもの
- これまでの計画に加え、無料送迎バス等の地域における輸送資源の総動員や、利用者数、収支、行政負担などの目標設定、実施状況の分析・評価を明確化することなどが目的
- 計画を策定することで、市民に対し公共交通施策を明確化できるもの



▲地域旅客運送サービスのイメージ

出典：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」

地域公共交通計画の策定検討について

- 記載事項の概要について

- ① **基本的な方針**：計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化、取組の方向を定める。また、まちづくり等の様々な分野との連携を整理する。
- ② **計画の区域**：交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
- ③ **計画の目標**：基本方針に即して目標を設定する。
- ④ **事業・実施主体**：目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービスの水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
- ⑤ **計画の達成状況の評価**：達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
- ⑥ **計画期間**：原則5年だが、実情に合わせて設定する。

出典：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」

地域公共交通計画の策定検討について

• 本市の計画策定の方向性について

計画策定の方向性について

- 「富田林市交通基本計画」との関係について
「富田林市交通基本計画」は、平成24年度に策定され、本市公共交通の将来のあり方を策定している。計画の見直しながら、法令に基づいた具体的な計画を策定していく。
- 地域連携サポートプラン協定に基づく提案との関係について
近畿運輸局と協定を締結している「地域連携サポートプラン」は、令和2年10月に提案書が交付された。地域公共交通計画は、この提案に基づいて策定していく。
- 「立地適正化計画」との関係について
本市では、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」を令和4年度末の策定を目指している。「地域公共交通計画」の策定段階で、立地適正化計画と連動した公共交通網を構築することも検討する。

「立地適正化計画」とは人口減少や高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを推進するため、現状の人口構造や見通し、都市機能立地の現状把握を行った上で、移住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の都市機能に係わる適正な誘導方針や誘導区域等を検討し、都市全体を見渡すマスタープランとして位置づけられる計画。

地域公共交通計画の策定検討について

• 地域公共交通計画の策定方法について

本市の公共交通課題

- ①路線バス、レインボーバス、病院無料送迎バスの競合・重複
- ②交通不便地域における移動手段の確保
- ③市民の公共交通維持・活性化に関わる意識の醸成
- ④公共交通利用促進への取組

「地域連携サポートプラン」提案書より

基本方針・目標設定

課題に対し、計画期間中に達成すべきこと

- 目標① …
- 目標② …
- 目標③ …

：

地域の実情を調べ（アンケート調査・ワークショップ等）、取り組むべき課題を整理し、客観的な数値目標を設定。

目標を達成するための施策

- ①— (1) …
- ①— (2) …
- ①— (3) …
- ②— (1) …
- ②— (2) …
- ②— (3) …
- ③— (1) …
- ③— (2) …
- ③— (3) …

：

これからのサービスのあり方を考えながら、既存の概念にとらわれない、市民に一図に合った施策を設定。

「地域連携サポートプラン」提案書を参考にしながら、本市の実情に合った公共交通施策を計画に盛り込む。

地域公共交通計画の策定検討について

・今後のスケジュール（案）について

スケジュールは関係者との協議状況により、変更される場合があります。

地域公共交通計画のスケジュール(案)		2021年					2022年					2023年									
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
作業内容		10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	
補助金申請				—																	
交通会議			●			●			●					●		●				●	
交通事業者との協議		—																			
発注・入札・契約							—														
計画準備		—																			
現行計画の評価・基本計画見直し方針の設定									—												
アンケート調査									—												
ワークショップ											—										
計画案の作成													—								
パブリックコメント																	—				
計画策定																				—	
成果品作成																		—			
施策実施																				—	

今後、当会議において委員の皆さまには、意見聴取、協議、調整等をお願いすることとなります。ご協力お願いします。